

## 質問内容

奈良県国民保護計画について

周産期医療について

障害者自立支援法と介護保険法の影響

中小企業高度化資金について

世界遺産平城宮跡の保護について

平城遷都一三〇〇年記念事業

少年補導条例について

## 再質問

周産期医療

障害児（者）の自立支援法と介護保険の影響調査

中小企業の高度化資金の問題

世界遺産の問題

少年補導条例

◆十番（今井光子）（登壇）議長のお許しをいただきましたので、日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に一般質問をさせていただきます。

まず、奈良県国民保護計画について総合防災監にお伺いします。

先日、ラジオを聞いておりますと、硫黄島で戦死をした第九師団の団長、栗林忠道中将のことが紹介されておりました。作家の梯久美子さんが栗林中将に興味を待ちましたのは、家族への手紙の一節です。家の整理はおおむねつけてきたと思いますが、お勝手の下から吹き上げる風を防ぐ措置をしてこなかったのが残念です。二万人の兵を束ねる最高司令官が最後に思いをはせたのは留守宅の台所だったということで興味を持ち「散るぞ悲しき」という本を書き上げました。辞世の句として昭和二十年三月、国のため重き努めを果たし得て矢弾尽き果て散るぞ悲しきとうたいましたが、新聞に発表されましたのは、散るぞ口惜しいと変えられたそうです。この戦いで日本軍の戦死者一万九千九百名、生還者千三十三名、私は改めて戦争の非道さを感じました。どんなことがあっても二度と戦争を繰り返してはならないと思います。幾多の犠牲の上につくられたものが日本国憲法第九条でした。改憲の動きが急速化する中で、大江健三郎さんなど九人の著名人が憲法九条を守ろうというアピールを出し、六月十日で満二周年を迎えました。あのとき何をしていたのかと言われまいようにと、多くのアピールに賛同し、九条の会は全国に五千七百七十四、奈良県でも五十四の会が燎原の火のように広がっています。さきの国会では、憲法九条の改正に伴う国民投票法案や、教育基本法に愛国心を入れる改正案までもが議論されました。

県では昨年度、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護計画を策定いたしました。自治体には、住民の生命、身体、財産を保護する責務があります。有事を想定してどんな計画を立てようとも、一たん事が起これば住民の命も文化遺産も守れません。他府県の計画では前提に、平和のためには外交努力が必要とうたわれているものもあります。奈良県の計画にはそのような記述はありませんが、そのわけをお聞かせください。

周産期医療について知事にお伺いいたします。

子どもを安心して産み、育てることのできる奈良県になることは県民の願いです。ところが、今、産婦人科医

が不足をして、出産できる施設が次々になくなるという深刻な問題が起こっております。奈良県の分娩施設は、十八年一月一日現在で、病院が十四、診療所が十七、県北西部の平野部に集中し、東部や南部の山間部にはほとんどなく、分娩を取り扱う医療機関は三十九の自治体中二十四の自治体でゼロになっています。四月から県立五條病院の分娩の取り扱いが休止、さらに、十月には、済生会御所病院でも休止の予定です。大和高田市立病院では、今月七日から、周辺自治体しか分娩を取り扱わない、里帰り出産は高田市内だけとの制限を始めました。早速実情を聞きに行ってみました。産婦人科学会の基準によりますと、三人体制で四十床の病院では、年間六百人が望ましいのに、このままでは年間の出産が千人を超える勢いで、やむにやまれぬ措置とのことでした。分娩の半数は時間外で、過重労働の上にリスクが大きく、最も訴訟になる率が高い大変厳しい状況です。

十八年三月に、奈良県周産期医療対策ワーキンググループから、奈良県の周産期医療の充実に向けてという提言がまとめられました。県では、平成十四年に、県立医科大学に周産期医療センターをつくりました。ところが母体のハイリスクに備えるMFIUCUは、国基準の六床に対して三床しかありません。

また、新生児の集中管理を行うNICUは二十一床を設置しましたが、NICUも後方受け入れが少ないために、重症の長期入院が多く、実質は三分の一しか回転していないという深刻な問題を抱えております。そのため、母体搬送の県外への搬送率は四割にもなっております。NICUは医大、県立奈良病院、近大病院で設置されておりますが、全体で三十四床しかなく、全国平均の半分、危機を脱出した子どもが続けて治療を受けられる後方病床数は、全国ワーストワンとなっております。奈良県の人口動態調査によれば、奈良県の死亡率全国三十八位に対して、奈良県の生後一年未満の乳児の死亡率が全国で第二位、また、妊娠満二十二週以後、生後一週間未満の周産期死亡率も全国十位です。この背景には、このような医療体制の不備も影響していると思われまます。国の子ども、子育て応援プランでは、平成十九年までに全都道府県に総合周産期医療センターを整備することとしております。既に全国では七割の県に設置をされ、近畿でないのは奈良県だけです。

提言が示しておりますように、県立医大病院に総合周産期母子医療センターを早急に設置し、県立奈良病院を地域周産期母子医療センターとして整備を進め、後方支援を整備することが、通常分娩にかかわっておられる医療関係者も安心して業務を行うことができるようになると思います。やまと二十一世紀ビジョンでも、二〇一〇年までに母体の県内収容率を一〇〇%にするとしております。知事はこの目標を達成し、奈良県の母親が安心して出産できるように、どのようにされようとしているのか伺います。

次に、障害児に対する療育支援について福祉部長に伺います。

奈良県の合計特殊出生率は一・一二と全国ワーストツーになりました。子どもの数が減っているのに障害のある子どもがふえています。義務教育課程の子どもの中で、障害児学校や障害児学級に在籍している子どもの比率は、昭和五十九年に〇・九九%だったのに対し、平成十七年は一・七四%と約二倍にふえています。肢体不自由が減少している一方で知的障害が急増しております。ADHDやLDなど、普通クラスに入っている子どもを含めると、もっと数がふえると思われまます。障害のある乳幼児を支援する療育ができる知的障害児の通園施設は県内に二カ所しかありません。しかも、受け入れ体制も少なく、今年度、県下では九十四人が入所待ちになっています。我が子の発達がおくれている、障害があつたりすると、母親は自分を責めたり、うつになったり、子育てもできなくなります。しかし、専門家による療育を受けることで、子どもの変化や発達を見て励まされまます。発達障害者支援センターも、奈良県ではこの一月から小鹿園にオープンいたしましたが、既に四百件の相談が寄せられているそうです。

このようなひたむきな努力に水を差すのが障害者自立支援法です。これまで子どもの施設利用の場合は、児童福祉法に基づく措置制度が使われておりました。措置によって収入に見合う負担でよかったわけですが、今度からは自立支援法になりましたので、原則契約制度が導入され、サービスの一割負担が必要になります。十月からは子どもの楽しみさえもお金と相談することになります。また、施設に対しては、これまでの月払いが利用日数払いになるために、障害があつて病弱な子どもが休めば、たちまち運営に影響が出てくることになります。また、市町村においては、児童デイサービスや療育の取り組みが行われておりますが、回数も少なく充実が望まれます。

障害のある子どもたちが早期発見、早期治療ができ、身近な地域でお金の心配なく療育が受けられるように、県としても積極的に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

障害者自立支援法と介護保険法の影響につきまして、同じく福祉部長にお伺いいたします。

四月から、障害者自立支援法がスタートし、介護保険も保険料の見直しや予防給付の導入など大きな法改正が行われました。国は構造改革の名のもとに、大企業を優遇し、弱者にはここまでやるのかという容赦のない痛みを押しつけてきました。踏みつけにしておいて、何を踏んだかも見ていないようなやり方は許されるものではありません。障害者自立支援法に関して、六月六日、参議院の決算委員会で、日本共産党の井上議員の質問に、小泉総理は、苦情は来ている。実態を調査する必要があると調査の必要を認めております。介護保険に関しては、改悪法を審議した昨年二月二十一日の衆議院予算委員会で、共産党の穀田議員の来年四月から今までサービスを受けていた人が、サービスが受けられなくなったら大問題、制限なく同じサービスが受けられるのかとの質問に、尾辻厚生労働大臣は、決して今までのサービスが受けられなくなることはない。本当に必要な家事援助は当然今後も受けていただくとの答弁がありました。県内では、施設の利用者負担がふえて本当に大変だ、通院乗降介助が利用できなくなったなどが起こっております。苦情処理の窓口である市町村では、住民の声に耳を傾けるゆとりもなく、区分変更申請も受けつけないということも聞いております。県はどのような指導助言をしているのか疑問です。県としても市町村を応援するとともに、障害者自立支援法、改正介護保険法の影響調査を行い、国に改善を求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、中小企業高度化資金について商工労働部長に伺います。

相次ぐ不正や不公平、無駄遣い、さらには大增税に対して国民の怒りが広がっています。奈良県が平成元年、二年に、ヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業の高度化資金の返済期日まであと三年になりました。三年据え置き、二十年返済、同和対策で無利子という有利な貸し付け条件です。県は返済が始まった平成五年から十二年まで、八年間の返済猶予を繰り返し、十三年に共産党が議会で取り上げて以後、やっと県は請求を開始しておりますが、いまだに三百五十二万円しか返済されていないと聞いております。県は増担保も求めず、保証人への連帯責任も求めています。

現在、奈良地方裁判所で、怠る事実の違法確認等請求の住民裁判が行われております。この中で、県がなぜ八年間もの返済猶予を繰り返したのか、もともと返済できる見込みがあったのかが問われております。実際に四月十九日の裁判では、同組合の資金繰りなどを担当していたとする理事長の妻が証人に立ち、貸し付け条件の変更を県に申請する書類を書いたのは、私ではない。理事長でもない。県や部落解放同盟の人が考えてくれたのではないかと述べています。五月二十四日の裁判は、理事長が個人で営業していた当時の売り上げよりも、五者が寄って組合をつくり、二十億円もの融資を受け、最新の機械を導入した後の売り上げが下がったということを証言しております。もともと返済の見込みもないまま、県が猶予を繰り返していたという実態が明らかになったのではないかと思います。

県はこの間、貸し付けの政策目的として、悪臭公害対策及び食肉センターの残さ処理を挙げておりました。ところが昨年十月、ヤマトハイミールの近くの工場の従業員が、悪臭がひどいためマンホールの中に入って倒れるという事故が発生。昨年の夏には、組合から下水管が腐食をして道路陥没の恐れがあるとの連絡で、奈良市が三千五百万円をかけて下水管の工事を行っていました。そのため、原因をヤマトハイミールと特定し立ち入り調査をしたところ、硫化水素ガスの感知器が動き、身の危険を感じた調査員が測定を取りやめて、奈良市ではヤマトハイミールに対して改善命令を出しております。また、食肉センターからの残さは三カ所で引き取られ、ヤマトハイミールの引き取ったもののほとんどは、大阪の業者に運ばれて処理が行われております。つまり、県が主張しております政策目的は全く無意味になっております。裁判では、食肉センターの残さを取りに行っても、量が少なくてガソリン代にもならないと証言しております。

監査委員からも、既に四回にわたって指摘されております。加えて、包括外部監査においても指摘されたところ。これまでの請求金額と返済金額をお答えください。返済期限まであと三年、元金だけでも毎年七億円の

返済が必要になってきます。今の状況では不可能だと思いますが、県としてはどのようにするのかお聞かせください。

また、中小企業高度化資金の貸し付けの実績と、この事例以外に返済猶予を繰り返しているような事例はほかにないのか伺います。

次に、世界遺産平城宮跡の保護について二点質問します。

世界遺産は人類共通の宝物です。それが衰亡のみではなく、戦争や開発で破壊されることがないように保護をすることを世界遺産条約で定めております。県には世界遺産を守る責任があります。ところが、同じ県の行政によって、世界遺産平城宮跡が多くの税金を投入して、高速道路の建設と一時のイベントのために破壊の危機を迎えようとしております。

まず、土木部長に伺います。

京奈和自動車道大和北道路は、大和郡山市から奈良市内の真ん中を通り、世界遺産平城宮跡の地下をトンネルで通す計画です。長さ十二・四キロメートル、総額は約三千億円もかかります。アクセス道路などを含めると県の負担はさらに大きくなります。四月二十八日、第六回京奈和自動車道大和北道路の環境影響評価検討専門部会が開かれ、環境影響評価基準書（案）を公表しました。その中で三十メートルの排気棟を世界遺産登録を目指しております大安寺の目の前に立てられることは、景観上も、大気汚染による文化財や県民の健康への影響を考へても大問題です。妊産婦が排気ガスを吸うことと自閉症児の増加と関係があるという報告も発表されております。また、このルートに埋蔵文化財が三十二カ所もあり、破壊の恐れや絶滅が危惧されているオオタカの生息地域であることも公表されております。もともと地下水検討委員会の意見も、道路建設による地下水位の変動が木簡の保護に全く関係ないとは言っておりません。世界遺産を守り環境を守る立場と、京奈和自動車道大和北道路を建設することは両立できないと思いますがいかがでしょうか。

次に、平城遷都一三〇〇年記念事業につきまして平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長に伺います。

平城遷都一三〇〇年記念協会は、二〇一〇年に三百五十億円の予算を想定し、平城遷都一三〇〇年記念事業を計画しております。世界遺産平城宮跡の使用について、文化庁との合意もないままに、メイン会場としてパビリオンの建設を含む基本計画の説明会を各地で行っております。このような事業は、世界遺産委員会に報告するべきではないかと思ひます。また協会は、平城宮跡の会場施設構造検討委員会なるものを設置しておりますが、そのメンバーには、埋蔵文化財についての専門家が入っておりません。世界遺産を守ろうという立場に立てば、埋蔵文化財の専門家を入れるべきだと思います。世界遺産を壊す恐れのある計画を推進しながら、一方で世界遺産地球会議を呼びかけようと計画をしていることは、到底、世界で受け入れられるものではありません。平城宮跡を主会場とすることは見直すべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に、少年補導条例について警察本部長に伺います。

このパネルをごらんいただきたいと思ひます。これは、三月二十四日に可決されました後、少年補導条例を考える会が三日間にわたりまして、街頭で中高生を対象にシール投票を行った結果です。可決されたことを知っているというのが六十五、それから、知らないが四十三、知っているという中には、聞いたことがあるという程度が入っておりますので、ほとんど内容までは知られていないということです。昨年十一月に発表され、そしてわずか四カ月で決められたことについてどう思うかという質問には、もっと議論をするべきだ、この圧倒的どころがそうですが、百五十四です。仕方がないは十、わからないが九、圧倒的多数がもっと議論をするべきだということで答えております。

七月一日からの施行を前に、凍結や廃止を求める声が広がっております。犯罪でもないことを不良行為と取り締まるというので、二十六項目の不良行為の中には、正当な理由がなく学校を早退、欠席、遅刻をすることなどを補導対象にしております。補導の範囲があいまいで歯どめがありません。その上、県民の責務として、住民がお互いに監視し合い、警察への通報を義務づけています。これでは、一層殺伐とした社会をつくることになりまひす。警察権限の拡大は、警察官の職務執行法や、少年法の範囲を超え、憲法第十三条の思想信条の自由を侵害し

ております。さらには、地方自治体が国で法律もないのに条例を定めることは、条例制定権を超えております。日本弁護士会をはじめ、多くの反対の声が広がっております。少年補導条例の施行中止を求める請願書が今議会にも提出をされています。署名の中には青少年もたくさん含まれています。街頭署名では、高校生たちにこんな条例ができたけれども話を聞きたいと声をかけると、私らの意見も聞いてほしいわと口々に言い、おっちゃん頑張ってるや、おばちゃんたちが僕らのために頑張ってくれてるんやったら、ジュースを買うのをやめてカンパするわと言う子もいたそうです。子どもたちは愛情を求め認めてもらいたい、その上で自分らしく生きていくことを願っております。子どもを信じるところから健全育成が始まります。

埼玉県では、ストリートミュージシャンという制度をつくり、登録制で公共施設のスペースの利用が可能になり、活動ルールを守って自由な演奏を聞かせてくださいとして、テレビ局ともタイアップをしてミュージシャンを応援をしております。奈良県では、補導の対象にされてしまうのです。条例で縛る前に、青少年に役立つサービスや魅力的な学校づくり、地域社会を支える地域づくりなど、これなら奈良県の青少年は健やかに育てられるとだれもが納得できるものを、県民的な議論の中で作り上げていくべきだと思います。条例の施行が本年七月一日であるにもかかわらず、六月十二日から二十六日までの間、条例施行規則（案）に関するパブリックコメントを行っておりますが、なぜ、条例施行間際になってパブリックコメントを実施されたのか。また、寄せられた意見も、このような短期間で施行規則に適切に反映させることができるのでしょうか。

県警が二回にわたって開いた少年補導条例についての県民向け説明会の会場では、不登校の子どもさんを持つ保護者から、ようやく外に出られるようになったときに、警察官や補導員から声をかけられたら、外に出られなくなってしまうとの心配の声に対し、不登校の子どもにはワッペンでもつけてもらったかどうかという警察の回答があったと聞いております。このような発言は問題があると思いますがどうでしょうか。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては、自席から再質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎知事（柿本善也）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、周産期医療についてのお尋ねでございます。

まず、現在、県内において分娩を取り扱う医療機関は、ご質問の過程で指摘されましたが、病院が十三、診療所が十七及び助産所八カ所と、合計三十八カ所でございます。

今月の初旬に、これらの医療機関に対して調査を実施しております。この結果、各医療機関の一年間の受け入れ可能件数は、合計で約一万三千人ございまして、本県の平成十七年の出生数一万千八百八十四人を上回っていると、こういう状況でございます。そういうことで、当面は県内の医療機関で通常分娩の受け入れは可能と考えておりますが、あわせてご質問の主体でございます、その後方支援としてのハイリスク妊婦とか、あるいは、低出生体重児への適切な周産期医療への提供は、これはご指摘のとおり重要であると認識しております。そういうことで、既に従来から県立医科大学におきましては、国の指針に基づきまして、周産期医療システムの整備を進めてきたところでございます。

さらに、この周産期医療システムの整備を充実していく観点から、その課題を検討するため、昨年三月に、県医療審議会のもとに、周産期医療対策ワーキンググループというものを設置しております。本年三月に県に対して提言をいただいたところ、この提言についてもご質問でお触れいただいたとおりでございます。この提言によりまして、新生児集中治療管理室につきましては、長期の療養する新生児が病床の回転率を低くしていることも判明いたしました。その対策についても現在検討しているところでございます。

さらに、ご質問でも触れられましたが、総合周産期医療センターがないんじゃないかとおっしゃったんですが、実はこれになるにはベッド数が、対応の上は六床なきゃいかんという、うちはまだ三床でございますので、そういうことになってないと、こういう事情がございます。そういうこともございますので、平成十九年度までに、県立医科大学の周産期医療センター等の充実を図りまして、県内で発生した患者につきましては、県内で医療の

提供が受けることができるように、その体制整備を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

◎総合防災監（松田光央）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は国民保護計画について、平和のためには外交努力が必要とうたわれている府県もあるが、本県の国民保護計画には記述がない。その理由についてのお尋ねでございます。

すべての国民が希求する平和と安全を確保するためには、国による平常時からの外交努力等により、武力攻撃事態等を未然に防ぐことが最も重要であるということは言うまでもないと考えております。

しかしながら、こうした外交努力等にもかかわらず、万が一、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国民の保護のための措置を実施することが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の目的でございます。県におきましても万が一のこうした事態が発生した場合に備え、県の責務として行うべき措置が、迅速かつ的確に実施されるよう、同法及び国の基本指針に基づいて、奈良県国民保護計画を策定したところでございます。そのため、外交努力などの取り組みにつきましても、国が当然行うべきことであり、本県の国民保護計画で、あえて言及する必要はないとして記述していないところでございます。

本県では、恒久平和を願い、「国際文化観光・平和県」を標榜し、かねてからさまざまな取り組みを行っているところでございまして、今後とも地方公共団体の立場からできることとして、奈良県が有しております歴史的、文化的遺産を活用しながら、さまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要であると、このように考えております。

以上でございます。

◎福祉部長（上森健廣）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しては二点のご質問であります。まず一点目は障害児に対する療育支援についてのご質問でございます。

それぞれの地域におきまして、障害のある子どもの生活を支えるためには、身近なところで療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援をしていく療育専門機関との連携を図ることが重要であるとと考えております。

現在、市町村におきましては、障害のある子どもへの療育支援といたしましては、児童デイサービスや療育教室などの事業を実施をされているところであります。なお、今回の障害者自立支援法におきましては、児童デイサービスにつきましても、一日一定時間以上の個別指導が必須化されるなど、療育機能の強化が図られることとなっております。

県といたしましては、療育の専門機関に委託することにより、広域的な支援の観点から、保育所や児童デイサービスなどの職員に対する療育技術の指導などを行い、市町村における療育支援の強化を図ること、また、専門的な支援の観点からは、障害のある子ども及びその家庭などに対しまして、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談、指導などを実施をしているところでございます。

今後とも引き続き県といたしましては、市町村の療育機能の強化を支援するとともに、相談支援を行う関係機関など、障害のある子どもを支援する方々との連携を図りながら、療育支援の充実に努めてまいりたいと存じます。

二点目は、障害者自立支援法と改正をされました介護保険法の影響についてのご質問でございます。

本年四月に障害者自立支援法が施行をされ、また、介護保険法につきましても、制度施行後、初めての大きな改革が実施をされたところでございます。それぞれの制度の実施主体であります市町村に対しましては、これまでも制度を円滑かつ安定的に実施運営をするため、新たに国から示された各制度の内容や趣旨について、速やか

に周知をするとともに、個別に相談にも応じてきたところでございます。また、県と市町村による協議会の開催や、実務担当者の意見交換会なども必要に応じて実施をし、制度導入に関する諸課題の整理や施行状況等の把握及び意見、情報の収集に努めてきたところであります。引き続き市町村と連携を図る考えでございます。

なお、制度に関しましては、改善が必要な事項等につきましては、今までも直接国に要望するとともに、全国知事会などを通じて意見の提出を行ってきたところでございます。今後とも同様に取り組む所存でございます。以上でございます。

◎**商工労働部長（奥田喜則）**（登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業高度化資金について、二点のご質問でございます。

まず第一点目は、中小企業高度化資金の返済状況及び今後の対応についてでございます。

本件の中小企業高度化資金は、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的政策的な目的から、平成元年度、二年度の継続事業として融資を実行したものであります。その後の円高、海外製品との競合、BSEなどの社会経済情勢の激変によりまして厳しい経営状況から、平成十三年度以降は延滞状況にございます。平成十七年度末までの償還請求額の累計は、十億八千七百三十八万円で、償還金の合計は三百五十二万円となっているところでございます。

県といたしましては、これまでもヤマトハイミール食品協業組合に対しまして督促を繰り返してまいりました。貸付先の経営は、依然として厳しい状況にございます。今後とも引き続き経営状況の把握や、経営改善への働きかけを強めて、粘り強く督促を行いながら、中小企業基盤整備機構等とも連携を密にして債権回収に努めていく所存でございます。

二点目は、中小企業高度化資金の実績と、本件と同様の事例はないかというご質問でございます。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して経営体質の改善や環境変化への対応を図るため、都道府県と中小企業基盤整備機構とが、資金及びアドバイスの両面から協調して貸し付けを行う政策性の高い制度で、昭和四十二年度の制度開始から平成十七年度末までの間、県内の利用実績は貸付件数百八十九件、貸付総額約二百六十八億円余りとなっております。平成十七年度末の貸付残高は五十二億円余りとなっております。

本資金は、貸付期間二十年以内の長期資金でありますことから、貸し付け後の社会経済情勢の著しい変動により、約定どおりの償還が困難となる場合もございます。中小企業基盤整備機構との協議を経まして、貸し付けに係る条件変更を認めているケースもございますが、本件に類似するような条件変更の事例はございません。

また、包括外部監査等において指摘があったことにつきましては、大変厳しく受けとめているところでございまして、今後とも適正な債権管理に努めていく所存でございます。

以上でございます。

◎**土木部長（木谷信之）**（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

京奈和自動車道大和北道路についてのご質問でございます。

大和北道路は、京奈和自動車道広域道路ネットワークの一部といたしまして、関西圏の活性化のみならず、本県の経済、社会活動の活性化、観光振興に必要な道路でございます。

ことし二月に決定されました大和北道路の計画は、これまでに国におきまして、専門家による委員会を設置し、整備効果、地下水位の変動、文化財及び環境への影響など、さまざまな検討が行われてきたもので、県といたしましても、交通渋滞の解消、交通安全問題を解決でき、世界遺産や環境の保全も可能な計画と考えております。

今後、県といたしましては、現在進めている都市計画及び環境影響評価の手続きを、引き続き慎重かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎理事〔兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長〕（谷川正嗣） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、平城遷都一三〇〇年記念事業についてでございます。

平城遷都一三〇〇年記念事業は、歴史文化や世界遺産とともに生きる豊かさ、楽しさ、美しさの体験と発信を目的としており、世界遺産、特別史跡である平城宮跡は、多くの人々にこのことを実感していただくにふさわしい象徴的な場所であると考えております。このため、第一次大極殿正殿の復原整備が進む平城宮跡で、その完成の姿を広く国民に披露するとともに、その歴史的空間を活用して、平城京の歴史文化や世界遺産の意義などをわかりやすく体験できる機会を持つことは、多くの人々が宮跡に親しみを深め、その価値を理解していただく上で大変有効であると考えております。もとより、宮跡の地下遺構の保護を図ることがこの事業の大前提であり、この五月には、有識者による会場施設構造検討委員会を設置し、地下遺構等の保護を図るための配慮事項や会場施設のあり方について、技術的検討を進めているところでございます。

これまで文化庁とは協議を重ねておりまして、記念事業の意義について十分ご理解をいただいているところでございますが、引き続き、この委員会の検討結果も踏まえ、文化庁との協議を進めるとともに、地下遺構等の保護に万全を尽くした会場計画を策定して、文化財保護法に基づく現状変更許可等、所要の手続を進めてまいり所存でございます。

これに合わせまして、記念事業の意義や趣旨を広くご理解いただくとともに、ユネスコや政府、企業等、多くの主体の参加協力を得て、この記念事業の実現を図るため、その契機といたしまして、シンボルマークを作成するとともに、実施基本計画の内容をわかりやすく紹介する記念事業説明会を開始したところでございます。今後とも精力的に、具体的な説明、率直な意見交換を行いつつ、幅広く協賛、協力、支援を求めてまいります。

以上でございます。

◎警察本部長（菱川雄治） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、奈良県少年補導に関する条例について、二点お尋ねでございます。

まず、条例施行規則案のパブリックコメント手続に関するお尋ねでございますが、本条例におきましては、少年の所持する物件の一時保管及び返還の手続など、個別の委任事項のほか、条例の施行に関し必要な事項を公安委員会規則で定めることができるとされております。

県警としては、本条例が適切に運用されるよう、規則案について慎重に検討を重ねた結果、物件の一時保管と返還手続を明らかにする様式のほか、一時保護手続を明確にする様式、さらに、少年補導員の身分証明書の様式や委嘱及び解嘱に係る手続、少年補導員に対する委嘱時講習等の内容、警察本部長の権限の警察署長への委任事項等を内容とする案を取りまとめ、公安委員会にお諮りした上で、六月十二日からパブリックコメントの手続を実施しているところでございます。

今回の規則案の規定事項は、いずれも手続的、技術的な事項が中心となっておりますが、いただいたご意見につきましては、その都度慎重に検討を加えているところでありまして、公安委員会にもすべて報告することとしております。このように、適切に規則案に反映させることができるものと考えているところでございます。

次のお尋ねは、五月二十四日に、やまと郡山城ホールにおいて、当県警幹部等が実施した条例説明会における発言の件であるかと思いますが、報告によりますと、不登校を考える会を名乗る方から、不登校の子どもが一律に不良行為少年として補導されてしまうのではないかとのご懸念のお声に対しまして、不登校の子どもを一律に補導しようとするものではない、お互い連携して、よりよい対応ができるようにしていきたいと、こういった内容の回答をしておりまして、その際、ご懸念があるのであれば、警察と当事者相互の了解のもとに、例えば、身分証明書や目印となるワッペン等、当事者間でしかわからないような方法をとることもできるのではないかとといったような旨のご提案を投げさせていただいたといったものでありまして、不登校の子どもすべてにワッペンでもつけてもらうなどと回答したのではないと聞いておるところでございます。

以上でございます。

◆十番（今井光子） ご回答ありがとうございました。

まだまだ納得できる内容ではありませんけれども、**周産期医療**、知事の方が、十九年までに他府県搬送のないように整備していただくということでお答えいただきましたので、ぜひ、そのように進めていただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、**障害児（者）の自立支援法と介護保険の影響調査**なんですけれども、いろいろお答えいただいたんですが、もう一つ、その影響調査を県がしていただくというふうに思ってるのかどうかと、その点がもう一つよくわかりにくかったので、もう一度だけお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、**中小企業の高度化資金の問題**ですが、請求金額が十億八千七百三十八万円、返済が三百五十二万円ということで、毎回、督促を講じてきたということと言われておりますけれども、増担保とか、それから、保証人さんへの請求とか、そうした、もう少し踏み込んだ対応というのを当然県がするべきではないかというふうに思いますが、そのためらっている理由というのが何かあるようでしたらお伺いしたいと思います。

それから、この**世界遺産の問題**ですが、引き続き文化庁と協議を進めていくというふうにお聞かせいただきましたが、文化庁がその会場を使ってもいいですよということになってるのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、**少年補導条例**です。土曜日に弁護士会主催で、もう一度考えよう少年補導条例というシンポジウムがありまして、私も行ってきました。本当に今、子どもたちが追い詰められております。しないのかどうか、するのかもしれないのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。七月一日から、本当にこのままで実行できるのかどうか、中止すべきだと思います。

◎**福祉部長（上森健廣）** 先ほどもご回答したとおりなんでございますけれども、制度施行に伴いまして、さまざまな課題等については、現在も市町村と連携を図りながら、さまざまな情報収集に努めております。また、利用者の方々からのいろんな相談、問い合わせ、あるいは苦情につきましても、県や市町村、国保連合会など、それぞれの窓口でお互いに連携をしながら、これも対応をいたしております。そういったことから、それぞれの実態の把握に努めているのが現在の実態でございます。

また、サービスの事業者など、あるいは団体の方々からもいろんな意見交換を実施をしております。そういったことから、新たな影響調査ということで、特別に実施をするということは考えておりません。

以上でございます。

◎**商工労働部長（奥田喜則）** まず、増担保の請求の件でありますけれども、これは当然私どももヤマトハイミール食品にかかわります組合員に、すべての担保について調査をさせていただきましたが、まず、増担保するような担保がございませんでしたので、それはそういうふうに対処をしております。

それから、保証人の問題につきましては、当然これは連帯保証人として県として契約をしているわけですから、今後のいろんな裁判の動向も見ながら、またこういう保証人の方といろいろお話をしていきたいというふうに思っております。

◎**理事〔兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長〕（谷川正嗣）** 先ほど、文化庁との協議のことについての再質問でございます。

先ほど、ご答弁も申し上げましたが、記念事業の意義につきましては、文化庁においても十分理解をいただいているものと考えております。文化庁と継続的に協議をしていくということが大事でございまして、現状変更とか等、その一つ一つ個別的にどうということじゃなくて、包括的に許可を得るとということが合意を得ていくと

ということになるかと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

◎警察本部長（菱川雄治） 条例の附則の規定によりまして、七月一日から施行するということをされておりました、規定どおりに施行されるものと承知しております。